

出港前報告制度のNACCS受付開始に伴う準備及び留意事項

本年3月1日(土)0時(日本時間)から出港前報告制度のNACCSによる受付が開始されます。同制度の施行は3月10日(月)0時(日本時間)以降に報告期限が到来する積荷情報が対象となりますが、制度施行後のトラブルをできるだけ回避するため早めにNACCSへの出港前報告をお願いいたします。

また、NACCSの受付開始前後の準備及び留意事項を以下のとおりまとめましたので、内容をご確認のうえ、出港前報告に備えてください。

1. NACCS受付開始(3月1日)までに準備すること

- NACCS パッケージソフト利用者の方はパッケージソフトのアップデートをお願いいたします。接続試験用のパッケージソフトは[出港前報告接続試験フェーズⅡ実施要領](#)の手順に従ってアンインストールをお願いいたします。
また、新規業務及び仕様が変更された既存業務については、3月1日まで機能が制限されています。詳細につきましては、[別紙1](#)をご参照ください。
- 自社システム利用者の方は本番環境への接続変更及び接続確認をお願いいたします。
※出港前報告接続試験に申込みを頂きました自社システム利用者には、別途留意点を個別にご案内致します。
- パッケージソフトをご利用の方は、事前通知等のEXC型電文について、本番環境の宛先管理を「EXC型宛先管理照会(UOCO1)」業務にてご確認ください。
EXC型の新規出力情報について出力先を変更したい場合は「EXC型宛先管理登録(UOC)」業務を利用して宛先を変更する必要があります。
※平成26年2月16日(日)05:00から上記の照会・登録業務は可能です。
(参考)出港前報告制度に係る新規のEXC型電文の対象については、[別紙2](#)を参照ください。
- 3月1日までのシステム上の制限につきましては[別紙1](#)を参照ください。

2. NACCS受付開始(3月1日)以降の留意事項

- 3月1日から出港前報告にかかる業務が利用可能となります。また、NACCSパッケージソフトの制限も解除されます。詳細につきましては[別紙1](#)をご参照ください。

日本時間の3月10日午前0時以降に報告期限が到来する貨物から報告が義務付けられますが、できる限り3月1日以降、順次、出港前報告を実施していただきますようお願いいたします。

- 3月1日以降、「積荷目録提出(DMF)」業務を実施すると出港前報告制度による報告が義務付けられていない貨物であっても「出港前報告不一致情報(民間)」(出力情報コード:SAS1080)が出力されます。これらの出港前報告義務のない貨物に対する不一致情報については、不要な不一致情報であるため、制度施行まで同出力情報の印刷が不要な場合はパッケージソフトの印刷設定を変更することで対応可能です。
- 3月1日以降、「積荷目録情報登録(MFR)」業務、「積荷目録情報訂正(CMFO1/CMFO2)」のコンテナタイプコード欄に「PL(プラットフォームコンテナ)」の入力が可能となります。プラットフォームコンテナの場合は必ず「PL」と入力してください。
- 税関からの「事前通知」(DNU、SPD等)がされているにも関わらず、税関からの事前通知解除または船卸許可通知がされていない状態で、「船卸確認登録(一括)(PKI)」業務を実施した場合、当該貨物情報(B/L番号)について、「エラー通知情報」(出力情報コード:SAS0190)が出力され船卸確認が完了しませんが、当該貨物が収容されたコンテナ情報については、「卸コンテナ輸入許可通知書」(出力情報コード:SAS0210)が出力されますので、ご留意願います。なお、税関からの事前通知への対応につきましては、事前通知に記載された連絡先又は最寄の税関官署へお問い合わせください。

3. 制度施行(3月10日)以降の留意事項

- 日本時間の3月10日午前0時以降に報告期限が到来する貨物から出港前報告が義務化されます。報告忘れがない様ご留意ください。
- 3月10日以降「積荷目録提出(DMF)」業務を実施した場合、制度施行前までに「出港前報告を行わなかった報告義務がない積荷情報であっても、「出港前報告不一致情報(民間)」(出力情報コード:SAS1080)が出力されますのでご留意願います。これらの出港前報告義務のない貨物に対する不一致情報については、不要な不一致情報となります。

4. 問い合わせ先

NACCSセンター企画部企画第1課 afr-c@naccs.jp

以上